

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第116回会合議事録

1. 日時 令和元年8月1日(木) 14:00~15:06

2. 場所 食品安全委員会 大会議室

3. 議事

(1) フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

今村専門委員、門平専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

山本委員

(事務局)

小川事務局長、箆島評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与入江評価調整官

5. 配布資料

資料1 フランス及びノルウェー評価書(案)たたき台

参考資料1 食品健康影響評価について

「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて」

参考資料2 食品健康影響評価について

「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

参考資料3 農林水産省平成27年第1回OIE連絡協議会 参考資料(抜粋)

参考資料4 フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯

6. 議事内容

○筒井座長代理 それでは、定刻になりましたので、第116回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日、眞鍋座長が途中で交通トラブルということで、急遽、私のほうで本日の司会進行をさせていただくことになりました。なれない進行役ではございますけれども、御協力のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

それに伴いまして、座席表が机上配付のものに差しかわっておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

本日は9名の専門委員が出席予定ということで、欠席は眞鍋座長のほか、斉藤専門委員、中村桂子専門委員、福田専門委員、水澤専門委員です。横山専門委員については少しおくれるというお話を伺っております。

食品安全委員会からは山本委員に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第116回プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○今西課長補佐 配付資料を確認する前に、事務局のほうで人事異動がございましたので報告させていただきます。

まず、お1人目ですが、小川事務局長でございます。

○小川事務局長 よろしく申し上げます。

○今西課長補佐 続きまして、入江評価調整官でございます。

○入江評価調整官 入江です。どうぞよろしくお願いいたします。

○今西課長補佐 よろしく申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に配付しております議事次第、座席表、専門委員の名簿。

それから、資料については、ちょっと分厚いものを1部用意しております。

また、参考資料として、参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4となっております。

また、先生方の机上には机上配付資料を1部つけておりますので、御確認いただきまして、不足等があれば事務局のほうに御連絡ください。大丈夫でしょうか。

また、これまでの評価書及び今回の諮問に関係しております提出の資料については既に先生方に送付いたしておりますが、席の上のファイルであったり、タブレットのほうに入れておりますので、必要に応じて適宜御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

○筒井座長代理 ありがとうございます。

それでは、事務局から、平成15年10月2日、食品安全委員会決定の食品安全委員会における調査審議方法等に基づきまして、必要となる専門委員の調査・審議等への参加に関する事項についての報告をお願いいたします。

○今西課長補佐 本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項につい

て御報告いたします。

本日の議事について、御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日、委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○筒井座長代理 委員の先生方、提出いただいた確認書につきまして、相違はないということでしょうか。

(委員首肯)

○筒井座長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、4月19日に開催されました前回の調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

新たに厚生労働省から諮問されました、スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価ということで、厚生労働省から諮問内容及びスペインにおけるBSE対策の経緯について説明がありました。その後、質疑応答を行い、厚生労働省からの要請を踏まえまして、月齢制限を「輸入禁止」から「30か月齢」にした場合のリスクの比較、それから、SRMの範囲を「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢の頭部、脊髄及び脊柱」にした場合のリスクの比較について審議をいたしました。

スペインの評価書(案)につきましては、審議の結果、スペインに係る輸入条件に関するリスクの差については、いずれも非常に小さく、人への影響は無視できると評価いたしましたところ です。

本件につきましては、その後、5月15日から6月13日までの期間でパブリックコメントの募集を行いまして、6月25日の第747回食品安全委員会の審議を経て了承され、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されたということになっております。

それでは、本日の議事を進めていきたいと思 います。

前々回、昨年11月の専門委員会ですけれども、米国、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉、牛内臓の月齢条件を「条件なし」とした場合のリスクについて審議をいたしました。その後、この件については、所定の手続を踏まえまして、1月15日に評価結果が厚生労働省に答申されました。

本件は、かつてBSEが発生したことのある国から月齢条件を課さずに牛肉を輸入した、このリスクを評価したわけですが、この3カ国の評価が、プリオン専門調査会としてはこういった評価の初めての例となりました。今回御審議いただきますフランス、ノルウェーは、このアメリカ、カナダ、アイルランドに次ぐ月齢条件の見直しの審議、2例目となります。

それでは、まず、事務局から、これまでの経緯についての御説明をお願いいたします。

○今西課長補佐 それでは、これまでの経緯を説明させていただきます。

参考資料4を御覧いただければと思います。こちらが、今回評価いただきますフランス

及びノルウェーから輸入される牛肉等に係る管理措置の後、食品安全委員会の評価の経緯になっております。

まず、左側はフランスの経緯になっております。平成12年12月、このときはEU諸国、スイス、リヒテンシュタインということで、その中にフランスも含まれておりました、フランス産の牛肉等の輸入禁止ということが厚生労働省から通知をされております。その後、2011年（平成23年）になりますが、厚生労働省からフランスの輸入牛肉等の輸入条件についての諮問がございました。諮問については、本日の参考資料1につけております。

参考資料4にまた戻ります。

諮問内容です。概要になっておりますが、1つ目が、輸入条件の規制閾値を「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスク。それから、イとして、SRMの範囲を変更した場合のリスク。それから、（1）を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに規制閾値を引き上げた場合のリスクというのが諮問内容になっております。

食品安全委員会といたしましては、まず、この（1）の評価をいたしまして、2012年10月、評価結果を厚生労働省に答申いたしまして、翌年の2013年2月に、厚生労働省はフランス産の牛肉について30か月齢以下の牛に由来するもの限って輸入を再開しているところです。

国際的な基準、OIEの基準ですが、こちらについては本日の参考資料3で配っておりますので、必要に応じて見ていただければと思います。

その後、国内の、いわゆるBSEの健康牛の検査の検査月齢の廃止というのが2017年4月から施行されたところですが、そういった4月からの国内措置の見直しを踏まえまして、フランス、ノルウェーを含む、それまで評価をした14カ国について、いわゆるさらなる規制閾値を引き上げた場合のリスク、（2）の評価を進めるよう厚生労働省から改めて依頼がございました。

食品安全委員会から厚生労働省に対しまして、評価に必要な補足資料の提出を依頼したところでございます。

その後、2019年になりますが、1月に米国、カナダ及びアイルランドについて同様の諮問内容に関する評価結果を厚生労働省に答申いたしております。この3カ国については、現在、厚生労働省で、評価結果を踏まえて、輸入月齢条件の撤廃という形でのリスク管理をしているところでございます。

ことしの5月になりますが、厚生労働省から、今回審議いただきますフランスに関する補足資料の提出がございました。

続きまして、右側がノルウェーになります。ノルウェーはEUには加盟をしておりませんので、EU諸国には入ってこないのと、2000年当時はノルウェーについてはBSEの発生がなかったということで、2000年の規制の中では禁止という形になってはおりません。

食品安全委員会のほうは「自ら評価」をやっております、いわゆるBSEが発生していない非発生国で、かつ、日本に牛肉を輸出したことがある国を対象に「自ら評価」を取りま

とめているところです。

ノルウェーについては、2012年5月「自ら評価」を取りまとめしております。その後、2015年1月、ノルウェー産の牛で非定型のBSEが発見されるということがございまして、ノルウェー産の牛肉等の輸入禁止という形になっております。

その後、厚生労働省から、先ほどのフランスと同じような諮問内容になっておりますが、輸入牛肉等の輸入条件についての諮問がございました。こちらは参考資料2でつけております。

そちらの評価のほうは、2015年4月に30か月齢への変更とSRMの範囲に関してのみ評価結果を答申いたしまして、翌年の2月、厚生労働省は30か月齢以下の牛に由来するものに限ってノルウェー産の牛肉の輸入を再開しているところでございます。

2019年、ことしの7月になります。厚生労働省からノルウェーについても補足資料の提出がございましたので、本日御審議いただきたいと考えているところです。

以上になります。

○筒井座長代理 ありがとうございます。

ただいまこれまでの経緯について事務局から説明いただきましたが、委員の先生方から質問等ございますか。特によろしいですか。

では、特にないようですので、次に進みたいと思います。

事務局から説明がありましたように、フランス及びノルウェーにつきましては、1月の、先ほど申しましたアメリカ、カナダ、アイルランドの評価と同じ諮問内容になっていることとでございます。

そうしますと、評価の方針についても、前回やったこの3カ国に従って、同じような考え方で進めていくということによろしいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。委員の先生方、こういう進め方によろしいですか。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

この評価方針に従いまして、評価書（案）を起草委員の先生方にまとめていただいておりますので、まずは事務局から、資料の評価書（案）の「評価の考え方」までにつきまして御説明をよろしく申し上げます。

○大快係長 それでは、説明をさせていただきます。

右上に「資料」と書いてございます評価書（案）を御準備ください。

まず初めに、評価書（案）の1ページ目の目次を御覧いただければと思います。こちらに全体の構成がありますけれども、「Ⅰ．背景」として、厚生労働省からの諮問事項などがまず記載されております。次に「評価の考え方」として評価の方針などを記載。その後、「Ⅲ．リスク管理措置の点検」として「Ⅱ．評価の考え方」に沿った点検事項の具体的内容の記載。最後に、評価の結論部分に当たります「Ⅳ．食品健康影響評価」といった評価書の構成になってございます。

構成といたしましては、昨年度取りまとめいただきました米国、カナダ、アイルラン

ドの評価書とほぼ同様のものとなっております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらから「I. 背景」ということで記載されております。こちらには、先ほど今西から説明いたしましたフランス、ノルウェーから輸入される牛肉、牛内臓に関する厚生労働省が講じている規制措置や評価の経緯が記載されてございます。

12行目からのパラグラフには、フランス、ノルウェーからの牛肉等の輸入を、それぞれ2000年12月、2015年1月に禁止したこと。さらに、その後、輸入月齢の規制値を30か月齢とした場合のリスク。及び、22行目から23行目になりますけれども、SRMの範囲を現在日本が定めるSRMに変更した場合のリスクについて食品安全委員会で評価を行いましたこと。それから、25行目からですけれども、厚生労働省はこれらの評価を踏まえてフランス、ノルウェーについて牛肉の輸入を再開したことなどが記載されてございます。

さらに27行目からは、本評価の対象となる諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」については、以前の評価の要請のときとあわせて諮問があったものであり、32行目からですけれども、今般、フランス、ノルウェーについて必要な情報が提出されたことから食品健康影響評価を取りまとめたという旨が記載されてございます。

1ページおめぐりいただきまして、9ページになります。こちらにも、先ほど今西から御説明しました厚生労働省からの諮問内容が抜粋して記載されてございます。

続きまして、10ページを御覧ください。「II. 評価の考え方」でございます。2行目からですけれども、食品安全委員会は、2019年1月に、米国、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉等について「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月）齢を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価（以下、2019年1月評価という）を12行目の○以下に記載のとおり取りまとめてございます。

6行目からですけれども、12行目の○以下に示す①に係る知見については、2019年8月現在、2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。したがって、本評価では2019年1月評価と同様の考え方に基づき、食品健康影響評価を行うこととし、以下に示す②のリスク管理が適切に行われているか、フランス及びノルウェーにおけるその実施状況を点検することとしたということが記載されてございます。

12行目以下が2019年1月評価の具体的な内容になってございます。内容といたしましては、世界全体で定型BSEの発生がほとんど確認されないまでに至った結果、生体牛のリスク、すなわち牛肉等の摂取に由来するリスクのうち、評価対象国における牛の感染状況によるものが大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与が総体的に減少しました。また、これは諮問事項にもございます国際的な基準でありますOIEの陸生動物衛生規約では、牛肉等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていません。

これらのことを踏まえまして、2019年1月評価では、この19行目以下に示す検討を行っております。

①といたしまして、月齢条件を「条件なし」とした場合、SRMの除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvariant CJD発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるかについて、以下の知見、具体的には定型BSE感染牛におけるPrP<sup>Sc</sup>の分布、variant CJDの発生状況、疫学情報等を踏まえて検証いたしました。

その下、②といたしまして、①の前提となりますリスク管理措置が適切に行われているか、各国におけるその実施状況を、この後のページに出てきます表1に示す項目等について点検し、リスクを総合的に判断いたしました。

この33行目のところから、後に示しております表1の点検項目の概要が文章の形で記載されております。

1つは、先ほどの生体牛のリスクに係る措置ということで、侵入リスク、国内安定性及びサーベイランスの点検でございます。

次のページに行っていただきまして、11ページの1行目からですけれども、国内安定性を点検するに当たり、近年出生した牛で、定型BSEが確認されている国、OIEの管理されたBSEリスクの国については、疫学調査の結果も踏まえて判断することといたしました。

2019年1月の評価では、これらの近年出生した牛で定型BSEが確認されている国にカナダとアイルランドが該当したことから、これらの国については疫学調査の結果も踏まえて審議を行ってございます。

もう一つが、食肉処理に関連したリスクに係る措置ということで、SRMの除去、と畜前検査、ピッシング等といった病原体の人への暴露防止がきちんと行われているかということの点検となっております。

2019年1月評価では、これらの検討の結果、①については、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はなく、②の点検によりリスク管理措置が適切に行われているものと判断できれば、輸入される牛肉等の月齢条件を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvariant CJD発症の可能性は極めて低いものと判断されました。

また、14行目からですけれども、非定型BSEについても、定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉、牛内臓の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvariant CJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものと判断されました。

まとめますと、今回のフランス、ノルウェーの評価は、この米国、カナダ、アイルランドの評価と同様の考え方で行うものとし、ただし、①については、2019年1月の評価と知見の面で変わらないため、②についてこの2019年1月評価と同じ項目の点検を行うといった評価方針の案となっております。

説明は以上です。

○筒井座長代理 ただいま事務局から説明していただきました内容につきまして、何か御意見、御質問等ございますか。

基本的には、前回、アメリカ、カナダ、アイルランドの評価の中で整理してきた考え方に沿って記載されているということになっておりますけれども、特に記載ぶりとか書き方について何か気になる点等ございますか。特によろしいですか。

それでは、次に「評価の考え方」というところで、先ほど御説明がありました「リスク管理措置の点検」のパートに入っていきたいと思います。

引き続き、事務局から評価書（案）の説明をお願いいたします。

○大快係長 それでは、引き続き、説明をさせていただきます。

評価書（案）の15ページを御覧ください。ここからが「リスク管理措置の点検」になってございます。こちらには、主要なリスク管理措置でございます飼料規制、BSEのサーベイランス、SRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるOIEコードの規定と各国の規制のオーバービューが記載されてございます。

フランスにつきましては、EUの加盟国ですので、基本的にはEU規則を遵守しているということになっておりますし、ノルウェーにつきましては、EUの加盟国ではないのですが、BSEに関する主要なリスク管理措置についてはEU規則に準じた扱いをしているということでございます。こちらの記載事項については、2019年1月の評価と変わりませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、18ページを御覧ください。お手元でございます机上配付資料もあわせて御覧いただければと思います。

まず、フランスにおける生体牛のリスクに係る措置についてでございます。「①侵入リスク」ということで、まず、生体牛については、フランスは1989年から90年代にかけてBSEが多く確認されておりました英国、ポルトガルから生体牛、肉骨粉の輸入を禁止してございまして、その後、リスクの低下に伴いまして条件つきでその輸入禁止を解除してきてございます。

肉骨粉につきましては、それにプラスして、フランス独自の規制としてアイルランドからも停止してございますけれども、現在はその輸入禁止措置も条件つきで解除されてございます。

生体牛と肉骨粉の輸入につきましては、フランスにつきましては、30か月齢で輸入したときのリスクの評価を2012年に行っておりますけれども、その評価の際にも確認しております、その当時の規制措置から変更はありませんでした。

次のページに行ってくださいまして「国内安定性」でございます。2行目からが「飼料規制」でございます。

フランスにつきましては、1989年に英国産の全てのほ乳動物たんぱくについて輸入、それから、反すう動物への使用が禁止されてございまして、その後、順次、飼料規制を厳しくしていったという経緯でございます。



10行目からになりますけれども、2001年以降は、EU規則に基づきまして、全ての家畜用飼料に対して動物性たんぱく質及び不溶性不純物の含有量が0.15%を超える反すう動物由来の油脂の使用が禁止されているということで、牛に限らず、全ての畜種に与える飼料に対して、動物性たんぱく質は原則禁止という措置を講じております。

「SRMの処理及び利用実態」です。こちらは20行目の後半からになりますけれども、除去したSRMを処分する際は焼却または埋却処分ということでございます。

また、28行目「レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策」です。両施設で交差汚染防止対策のための対策がそれぞれ講じられておりまして、レンダリング施設に対しては、EU規則に基づきまして、動物性副産物をリスク別にカテゴリー1からカテゴリー3に分けております。カテゴリー1は、TSEに罹患した動物、それからSRM、カテゴリー2は死亡牛の部位等、カテゴリー3はそのほかの低リスク部位となっております。

35行目からです。飼料については、前述しておりますけれども、最もリスクが低いカテゴリー3の副産物であっても家畜用の飼料に使うことはできないという措置を講じておりますので、交差汚染防止対策という意味では、飼料についてはそもそも全て禁止という対策になってございます。

次のページに行っていただきまして、20ページに「レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況」という項目がございます。こちらについては、厚生労働省に要確認事項があるため、未記載とさせていただきます。

別途示しております机上配付資料に、厚生労働省に対して、フランス、ノルウェーに対して確認が必要な事項についてまとめてございます。

続きまして、22ページを御覧ください。BSEサーベイランスの記載でございます。5行目からが、EU規則に基づきましてフランスが実施しているアクティブサーベイランスの記載になります。2001年からは、30か月齢超の健康と畜牛及び24か月齢超の死亡牛を対象としたサーベイランスが開始されました。その後、健康と畜牛については、同年7月から24か月齢超、2004年7月からは30か月齢超、2009年1月からは48か月齢超、2011年7月からは72か月齢超へと対象が変更されたということです。ここに黄色の四角で示してございますけれども、その後の健康と畜牛の検査については要確認となっております。

こちらの机上配付資料の1のフランスの(2)の②に、要確認の内容を記載してございます。

具体的に言いますと、EUは毎年、各国のサーベイランスをまとめたレポートを公表しておりますけれども、そちらの公表資料には、フランスが2015年以降、健康と畜牛を2002年1月以前に生まれた牛のみ検査の対象にするという見直しを行ったと書いてございまして、今回の回答に言及がなかったため、そこについては確認するというところでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。BSEの発生状況になります。フランスでは1991年に初めてBSE検査陽性牛が確認されて以降、2001年の277頭をピークに、合計1006頭のBSE

検査陽性牛が確認されてございます。このうち37頭が非定型BSEとなっております。

出生コホートの特性については、出生年別のBSE検査陽性牛の頭数を次のページの図2に示しております。また、2000年11月の飼料規制強化後に生まれた定型BSE検査陽性牛を表9に示してございます。

定型BSE検査陽性牛の出生時期については、1995年が最も多くなっておりまして、完全な飼料規制が実施された2000年11月以降に生まれた定型BSEの陽性牛は合計3頭と、表9に示すとおりとなっております。このうち2頭は、2004年4月までに生まれた牛ということなのですけれども、そこからしばらく時間があいておりまして、2011年4月生まれの子牛で定型BSE陽性牛が1頭確認されておりまして、これがフランス国内で最も遅く生まれた定型BSE陽性牛となっております。

この2011年に生まれた牛の存在で、現在、フランスの国際的な、つまりOIEが定めるステータスが管理されたBSEリスクの国になっているわけですが、先ほど御説明いたしましたとおり、2019年1月評価書のカナダやアイルランドと同様に、この2011年生まれの症例について疫学調査の結果を求めてございます。

24ページの19行目からがこの疫学調査を書く欄になってございますけれども、この内容についても幾つか要確認事項がありますことから、こちら今回は未記載となっております。

具体的に申し上げますと、机上配付資料の2ページの④にございますような内容が要確認事項ということで、この牛と同じ農場で生まれたフィードコホートに対する検査の結果などを追加で確認することになってございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。ノルウェーになります。ノルウェーの侵入リスクに関する措置もフランスと大体同様のものとなっております。こちらについては、英国、ポルトガルから輸入を禁止したという記載はあるのですけれども、その後の解除に関する情報がないため、こちらを確認することとしております。

21行目からですけれども、飼料規制の内容、それからSRMの処分方法、次のページに行っていただきましてレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策。これらも基本的にノルウェーはEU規則に準じた扱いをしておりますため、先ほど御説明したフランスと同様の内容となっております。

27ページ11行目からの「レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況」については、こちらフランスと同様、要確認事項があるため未記載としてございます。

29ページを御覧ください。ノルウェーは、基本的にはEUの規則に準じて措置を講じているのですけれども、サーベイランスについてはEU規則と一部異なるところがございます。3行目からでございますけれども、健康と畜牛の検査。「2000年からは」というところからですけれども、30か月齢超の無作為に抽出した健康と畜牛ということで、健康と畜牛の検査はEU規則では基本的に月齢を定めて、その月齢よりも高い月齢の牛は全て調べるという検査をしておりますけれども、ノルウェーについては、目標の検査頭数を定めて、無作

為抽出の検査を行っておりました。いずれにせよ、EUはもう既に健康と畜牛の検査はやめておきまして、ノルウェーもそれに準じて現在は健康と畜牛の検査はやめているという状況でございます。このランダムサンプリングをしていたということ以外については、EU規則と大きな差はございません。

続いて、31ページを御覧ください。ノルウェーにおけるBSEの発生状況です。ノルウェーでは、2015年1月に1頭のBSE検査陽性牛が確認されております。この牛は、非定型BSE（H型）であったということで、定型BSEについていえば、これまでにノルウェーで確認されたことはございません。

続きまして、32ページを御覧ください。ここからは「『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」ということで、危険なSRM等のリスクが高い部位の人への暴露を防止するための措置を適切に行っているかどうかについてまとめてございます。

フランスの食肉処理に関連したリスクに係る措置の説明ですけれども、SRM除去は、脊椎の除去は背割り前に吸引装置を用いて行われております。背割りのこぎりについては1頭ごとに洗浄されてございます。水による枝肉の洗浄は行っておりません。SRMが適切に除去されていることは検査官が目視によって確認となっております。

日本に輸出される牛肉等については、日本が定めるSRMの範囲を除去していることが輸入の条件とされてございます。

それから、18行目からになりますけれども、月齢の確認は、EUはEU規則に基づきましてトレーサビリティが実施されてございますので、トレーサビリティのデータベースによって月齢の確認を行うことになってございます。

21行目「SSOP、HACCPに基づく管理」については、と畜場及び食肉処理施設に対し、HACCP、SSOPを組み込むことが義務づけられてございます。

2019年1月の評価書でもそうなのでございますけれども、直近の年のSRM除去が不適合であった事例をここに記載することになってございます。この不適合事例については要確認部分があるため、ここは未記載となっております。

続いて、27行目から「と畜前検査」です。と畜場に搬入される全ての牛については、健康状態を獣医官が目視によって検査し、BSEを疑わせる臨床症状を示したものは隔離し、食用目的でと畜することは禁止となっております。

また「スタンニング、ピッシング」については、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用禁止、ピッシングも禁止ということで、SRM等の高リスク部位が肉に付着しないようなと畜方法をとっているということになってございます。

続いて、33ページです。「その他」としまして、10行目からの「我が国における輸入時検査」というところを御覧ください。フランス産牛肉については、2013年2月に30か月齢以下の牛に由来するものに限り、我が国への輸入が認められておきまして、その後、確認された輸入条件の不適合事例は、扁桃の除去が不十分であった事例8例ということになってございます。

続きまして、34ページ目のノルウェーです。SRMの除去の具体的な実施方法については、脊髄の除去方法や月齢の確認方法について一部要確認事項ということで黄色の四角になっている部分がございますけれども、それ以外については、SRMの実施方法はフランスとほとんど同様のものとなっております。

1点、8行目からになりますけれども、枝肉の水での洗浄については、フランスは実施していないということでしたけれども、ノルウェーは枝肉の洗浄を行っているということでございます。

15行目からの「SSOP、HACCPに基づく管理」については、全てのと畜場及び食肉処理施設はHACCP及びSSOPを導入しておりまして、2018年はSRM除去が不十分だった事例は認められていないということでございます。

22行目からですけれども、「と畜前検査」については、と畜場に搬入される全ての牛について健康状態を獣医官が目視によって検査されておりますけれども、検査で異常と認められた牛の取り扱いについて要確認事項がありましたので、ここは黄色の四角になってございます。

「スタンニング、ピッシング」については、フランスと同様に、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用禁止、ピッシング禁止となっております。

次のページに行っていただきまして、35ページです。ノルウェー産牛肉については、2016年2月に30か月齢の牛に由来するものに限り我が国への輸入が認められておりますけれども、その後、輸入条件の不適合事例は認められてございません。

36ページ以降に、2019年1月のアメリカ、カナダ、アイルランドの評価でも作成いたしました点検表が掲載されておりまして、これまで説明させていただいた記載事項に基づいて、こちらのチェック欄にチェックがつけられてございます。現時点で要確認事項がございまして、埋められていないものについては黄色塗りとなっております。

42ページを御覧いただければと思います。ここが結論の部分に当たります食品健康影響評価となっておりますけれども、要確認部分が幾つかございますことから、こちらについては今回空欄となっております。

説明は以上でございます。

○筒井座長代理 ありがとうございます。「リスク管理措置の点検」というところで説明をいただきました。

パーツがちょっと長いものですから、幾つかのパートごとに分けて先生方の御意見、御質問を受けたいと思っています。特に幾つかまだ追加で確認が必要な点があるようです。一応、机上の配付資料の中にそういった内容が書かれておりますけれども、それに加えて、必要な質問事項がありましたら、この時点で洗い出しを行っておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、少し長いので、幾つかに分けていきたいと思ひます。

まずは、15ページにあります「リスク管理措置の点検」の「1. 国際的な基準及び各国

の対策の概要」ということで、17ページまでの中で何かお気づきの点等ありましたら、よろしく申し上げます。

私、ちょっと気がついたのですけれども、つまらないことなのですが、15ページの「(3) SRM」の1行目が「表3」になっています。これは多分「表4」ですよ。

○大快係長 失礼いたしました。こちらは修正させていただきます。

○筒井座長代理 ほか、先生方、このパーツで何か気になるところは。よろしいですか。

特にないようでしたら、次、18ページ「『生体牛のリスク』に係る措置」というところで、25ページまでのフランスの生体牛のリスクに関して、この記載事項、また、さらにもう少し突っ込んだ情報提供を求めたいという点がございましたら、御意見をいただければと思います。

申し上げます。

○横山専門委員 19ページの「国内安定性」のところで幾つかの対策が示されていますが、これは、2001年に導入された、または2000年に導入されたという対策で、それがちゃんと継続されているということを明記しておく必要があるのではないかと思います。

○大快係長 こちらの2001年以降にEU規則に基づきまして実施されている措置につきましては、今回も引き続き継続されているということで、フランスから回答をいただいておりますので、その旨、ここに記載をしておきたいと思います。

○筒井座長代理 ほか何かありますでしょうか。

24ページに、特にこの2011年生まれの牛で出ているというのは情報がないということだったので、今、これに関しましてわかっていることは何かあるのでしょうか。

○大快係長 お答えさせていただきます。

フランスからは、厚生労働省を通じて、当該2011年生まれの牛について疫学調査を行っているという旨の回答はいただいております。この回答の内容につきましては、基本的には、2011年に生まれた前後の年でこの牛が食べていた可能性のある飼料の仕入先に対する検査結果のさかのぼりの調査をしております。当時、この牛が生まれた農場に飼料を供給していたような事業者に対して行った検査で、ポジティブの結果があったかどうか、そういったことについて検査を行っている旨の回答が得られてございます。その検査の結果としては、飼料へのコンタミネーションを示すような結果はなかったという回答を得られてございます。

一方で、この行った検査の具体的な方法ですとか、先ほど申し上げましたようなフィードコホートの牛に対するBSE検査の結果ですとか、こういった情報が盛り込まれていないところが幾つかございましたので、そちらは、この机上配付資料にございますような内容を確認することとさせていただきます。

○筒井座長代理 何か考察をしたというものはないので。いわゆるフィードコホートについて、殊、フィードについての調査というのはあるのでしょうか。

○大快係長 こちらは、先ほど申し上げましたとおり、当時、供給されていた飼料のコン

タミネーションを示唆するような検査結果ではなかったということは書いてあるのですけれども、では、この牛の発生原因が何だったのかということにつきましては、実はこの牛個別の話ではないのですけれども、この牛を含めたEUにおけるいわゆるBARBと言われるような飼料規制強化の後に生まれた定型BSE事例に対する調査をEFSAが2017年に出しております。

その結論といたしましては、BSEの場合、潜伏期間が長期にわたるものですから、原因については特定が困難といったような結果になっておりまして、フランスの回答でもそのEFSAの見解を引用してございます。調査の結果、流通飼料に当時汚染があったというエビデンスはないけれども、その発生要因については不確定な部分が多いといったようなEFSAの見解をフランスも引用しているというところでございます。

○筒井座長代理 いかがでしょう。先生方のほうから、関連でも、また別のところでも結構ですが、フランスにつきまして。

○佐藤専門委員 確認なのですけれども、BSEが出た牧場と、表7に出てきている飼料のサンプリング検査で不適合があったところとは違うのでしょうか。つまり、BSEが出た牧場と不適合があったところと一緒なのか違うのかというのは非常に重要なところだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○大快係長 この表7に書いてあるような不適合事例があったところがこの牛の生まれた農場への飼料の供給元であったかどうかということについては、個別に質問してはいませんので、回答から明示的にお答えすることができないのですけれども、この当該牛の疫学調査の結果から、コンタミネーションを示唆するような内容ではなかったということですので、恐らくここはこれには当たらないのだろうと考えてはおります。

ただ、今、具体的な疫学調査において行われた検査の検査方法などについて、もう少し詳しく確認することにしておりますので、表7で回答されている不適合事例というものがある、同じ時期に不適合事例が認められていた飼料メーカーが供給元ではないということでもよいかということで、確認はさせていただきたいと思えます。

○筒井座長代理 ありがとうございます。

ほか、先生方、特にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

もしわかるのであれば、フランスが何か考察しているのであれば、EFSAのとおりだよと言っているのなら、EFSAのとおりだよということでもいいのかもかもしれませんけれども、政府からの見解が何かあればいいでしょうね。

まあ、それは、もしわかればで結構です。

どうぞ。

○横山専門委員 2011年のBSEが死亡牛検査で見つかっていることから、このフランスにおける死亡牛検査に関する考察を加える必要があるのではないですか。要は、今後、万一発生することがあっても、それをちゃんと検出することができるような機能になっているかどうかという観点で、そこを評価しておく必要があるのではないかと思います。

○筒井座長代理 そうですね。

○大快係長 よろしいでしょうか。

○筒井座長代理 どうぞ。

○大快係長 フランスのサーベイランスにつきましては、22ページの9行目の後ろから「フランスで実施されているサーベイランスは、OIEの定めた10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスの水準を満たしている」という記載がございます。フランスも含め、EU各国、BSEの数が減少することに伴いまして、健康牛の検査も死亡牛の検査もだんだん緩和はしていただいておりますけれども、OIEの基準を満たす以上の水準でのサーベイランスは現時点までには継続されているという理解でございます。

○筒井座長代理 いわゆる死亡牛の検査のシステムはちゃんと動いているということについての若干の評価が必要だということですので、そこはもう一度確認をした上で何らかの記載をしたほうが良いという御意見だと思います。

それでは、よろしいですか。

では、生体牛のリスクのうちのノルウェーのほうにいきたいと思います。26ページから31ページまでのところになろうかと思えます。

いかがでしょうか。特に気になる点、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次「『食肉処理に関連したリスク』に係る措置」ということで、フランス、32ページから33ページの見開きです。

御質問、御懸念、追加質問等をしたほうが良いということであれば、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次のノルウェー。同じく「食肉処理に関連したリスク」について、次の34、35ページに当たります。

何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○横山専門委員 フランスのところで8件の不適合事例がありましたと記載があるのです。ノルウェーのほうはありませんでしたと。これ、どれだけの輸入件数なり輸入量があって8例なのかということがあると、皆さん、イメージがつかみやすいのかなという気がしました。

○今西課長補佐 ちょっと確認しますので、お時間いただけますか。ほかを進めていただければと思います。済みません。

○筒井座長代理 では、ほかを進めていきます。

いかがでしょう。ノルウェーでもフランスでも結構ですけれども、何かお気づきの点がありましたら。

36ページから点検表がついておりますけれども、これにつきましては、情報としてまだ足りない部分がございますので、次回以降の確認ということにはなるのですが、今の時点でお気づきの点がありましたら、また御意見等をいただければと思います。いかがでしょ

うか。よろしいですか。

では、輸入件数については、次回またこの審議を進めますので、次回までにお調べいただいて御回答いただくなり、起草委員の先生方とお話をして、ここの書き方を少し工夫して書き込むなりという形で対応していただければと思います。

それでは、全般を通じて、先生方、何かございますでしょうか。

本日、審議結果を踏まえまして、さらに追加で確認が必要なものについては、厚生労働省に提出を依頼することになっております。また後ほどでもお気づきの点がございましたら、事務局を通じて追加資料の要求等をしていきたいと思っておりますので、何かお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお伝えください。

今回ドラフトということで、今後、厚生労働省から提出がありましたら、その回答に基づきまして評価書（案）を再度整理した上で、次回、食品健康影響評価のパート、評価分のパートも含めて御審議いただくことにしたいと思っております。

あと、事務局のほうは、厚生労働省への確認手続を進めていただくようお願いいたします。

それでは、事務局のほう、何かほかにもございますか。

○今西課長補佐 先ほどの質問の部分の回答が見つかりましたので、そこだけ御報告いたしますが、よろしいですか。

○筒井座長代理 どうぞ。

○今西課長補佐 済みません。

○大快係長 失礼しました。

フランスにつきましては、29年度の実績ですと、届け出件数が822件で、重量ベースでいいますと、1年間で222トン程度の輸入があったということでございます。同年度でノルウェーを比較しますと、ノルウェーは14件の62トンということですので、輸入の量でいってもフランスに比べるとかなり少なくなつてはございます。

また、ここに示しておりますのは、30か月齢の条件で輸入が認められて以降の不適合件数です。フランスは2013年からの6年の数字ですけれども、ノルウェーは2016年からの3年の数字となっておりますので、その点につきましても分母になる部分は差はございます。

以上でございます。

○筒井座長代理 よろしいですか。

ここに書き込んでおいたほうが、8と0みたいな形になるので、その辺は少し工夫をして、起草委員の先生と相談いただいた上で、次回の評価書（案）の中で提案していただけますでしょうか。

それでは、事務局、何かほかにありますか。

○今西課長補佐 事務局からはほかはございません。

○筒井座長代理 わかりました。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。



次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。